第３節　優先的更生債権

第１款　租税等の請求権

１　確定債権　59件　１億4003万3246円及び額未定

別表７－１「優先的更生債権納付計画表（租税等の請求権）」記載のとおり。

内訳　本税等（督促手数料を含む。）　59件　１億3999万9396円

更生手続開始決定日の前日までの延滞金等　３件　３万3850円

更生手続開始決定日から１年を経過する日までの延滞金等　59件　額未定

更生手続開始決定日から起算して１年を経過する日の翌日以降更生計画認可決定日の前日までの延滞金等　59件　額未定

更生計画認可決定日以降完納に至るまでの延滞金等　59件　額未定

２　権利の変更

⑴　更生手続開始決定日の前日までの延滞金等は、徴収する権限を有する者の同意を得て、全額の免除を受ける。

⑵　更生手続開始決定日から１年を経過する日までの延滞金等は、全額につき免除を受ける。

⑶　更生手続開始決定日から起算して１年を経過する日の翌日以降更生計画認可決定日の前日までの延滞金等は、徴収の権限を有する者の同意を得て、全額の免除を受ける。

⑷　更生計画認可決定日以降完納に至るまでの延滞金等は、全額につき免除を受ける。

⑸　免除の効果は更生計画認可決定確定時に発生する。

３　納付方法

免除後の債権額の全額を、別表７－１「優先的更生債権納付計画表（租税等の請求権）」記載のとおり、更生計画認可決定後１年以内に一括して納付を行う。

第２款　労働債権（退職金債権等）

１　確定債権　１件　133万3400円

別表７－２「優先的更生債権弁済計画表（労働債権）」記載のとおり。

２　弁済方法

確定更生債権全額を、別表７－２「優先的更生債権弁済計画表（労働債権）」記載のとおり、更生計画認可決定後３か月以内に一括弁済する。

第４節　一般更生債権

１　確定債権

⑴　通常の一般更生債権　56件　45億7866万9907円

別表８－１「一般更生債権弁済計画表」記載のとおり。

⑵　条件付一般更生債権（敷金返還請求権）　１件　６万円

別表８－２「一般更生債権弁済計画表（敷金返還請求権）」記載のとおり。

⑶　担保権異議による一般更生債権　15件　48億5116万2556円

別表８－３「一般更生債権弁済計画表（担保権異議による一般更生債権）」記載のとおり。

２　権利の変更（１）

⑴　利息等の免除

各一般更生債権者の確定一般更生債権のうち、更生手続開始決定後（更生手続開始決定当日分を含む。）の、利息、債務不履行による損害賠償金及び違約金の請求権の全額について免除を受ける。

本号による免除の効果は更生計画認可決定確定時に発生する。本号による免除後の確定一般更生債権を、以下「利息等免除後確定一般更生債権」という。

⑵　「利息等免除後確定一般更生債権」の区分

各一般更生債権者の「利息等免除後確定一般更生債権」を、次表「区分」欄のとおり区分する。

区分	
Ａ部分	「利息等免除後確定一般更生債権」のうち金30万円以下の部分
Ｂ部分	「利息等免除後確定一般更生債権」のうち金30万円を超える部分

３　弁済方法

⑴　Ａ部分

「利息等免除後確定一般更生債権」のＡ部分については、更生計画認可決定の日から３か月以内に一括弁済する。

⑵　Ｂ部分

「利息等免除後確定一般更生債権」のＢ部分については、以下の算式で計算した額を、全ての更生会社資産が全て換価処分された後３か月以内に弁済する（以下「最終弁済」という。）。但し、管財人は、裁判所の許可を得て、全更生会社資産の換価処分が終了する前に、中間弁済をすることができるものとする。

弁済額＝Ｘ÷Ｙ×Ｚ

㋐　Ｘとは、各「利息等免除後確定一般更生債権」からＡ部分を控除した額をいう。

㋑　Ｙとは、全ての「利息等免除後確定一般更生債権」のＸの合計額をいう。

㋒　Ｚとは、全ての更生会社資産を換価処分し、共益債権、優先的更生債権及び全てのＡ部分を控除した後の弁済可能額をいう。

４　権利の変更（２）

「利息等免除後確定一般更生債権」のうち、本節第３項⑴及び⑵に基づき弁済を受けることのできるもの以外の債権は、「最終弁済」時（「最終弁済」が無い場合には最終弁済が無いことが確定した日）に、全て免除を受ける。

５　条件付一般更生債権（敷金返還請求権）の特則

⑴　弁済額及び弁済期

別表８－２「一般更生債権弁済計画表（敷金返還請求権）」記載の各債権については、会社更生法第48条第３項の規定に基づき共益債権とされる金額を控除後の残額（以下「共益債権控除後敷金額」という。）について、つぎのとおり取り扱う。

管財人は、賃貸借契約終了に伴う当該賃貸物件の返還日以降において、①会社更生法第48条第３項の規定に基づき共益債権とされる金額及び②「共益債権控除後敷金額」に、裁判所の許可を得た当該返還日において合理的に予測される一般更生債権の最終的な弁済率を乗じた額の合計額から、当該賃貸借契約に基づき差し引かれるべき金額を差し引き、残額を弁済する。

⑵　賃貸物件の譲渡

更生計画認可決定後、管財人が「賃貸物件」を賃借人付きのまま譲渡する場合、賃借人の有する敷金返還請求権については、①当該譲渡時点において会社更生法第48条第３項の規定に基づき共益債権とされる金額及び②「共益債権控除後敷金額」に、裁判所の許可を得た当該返還日において合理的に予測される一般更生債権の最終的な弁済率を乗じた額の合計額から、譲渡時点までに発生した賃借人が管財人に対して負う債務を控除した額に係る返還債務のみを、譲受人に承継する。